○九州地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十号　都城市高城町四家字本八重一六番一七から同市高城町四家字本八重一六番一まで　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○九州地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二十号及び四百四十八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
日南市大字伊比井字鍋崎八一番一から同市大字伊比井字鍋崎六八番一まで	前	一一・六〇～一七・一〇メートル　〇・〇九九キロメートル
	後	一二・二八～二一・二二メートル　〇・〇九九キロメートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	日南市大字伊比井字鍋崎八一番一から同市大字伊比井字鍋崎六八番一まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○九州地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　唐津都市計画道路事業三・四・五号大手口佐志線

三　事業施行期間　自平成二十一年七月三十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　武雄都市計画道路事業三・四・十四号甘久武雄線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月十五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　武雄都市計画道路事業三・五・十号内田迎田線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　沖縄総合事務局長　久保田　治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	豊見城市字瀬長舟無小原八〇番二から同市字瀬長舟無小原七三番一まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日

○沖縄総合事務局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十日　沖縄総合事務局長　久保田　治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	豊見城市字与根西原五〇番六一から糸満市西崎町三丁目一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月三十日